⑤　国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額
なし
⑥　国庫納付等の額
15,491,998円
（厚生年金勘定を通じた納付額：14,531,494円、国民年金勘定を通じた納付額：960,504円）
⑦　国庫納付等が行われた年月日
平成24年10月12日
⑧　減資額
なし

附属明細書

1．各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類
⑴　各勘定の経理の対象
ア　厚生年金勘定
年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第１号の規定に基づく、厚生年金積立金の管理に係る経理
イ　国民年金勘定
年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第２号の規定に基づく、国民年金積立金の管理に係る経理
ウ　総合勘定
年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第３号の規定に基づく、厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに同法第18条に規定する業務に必要な事務に係る経理
⑵　勘定相互間の関係
年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第１項において、独立行政法人通則法第44条第１項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとされています。
また、年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第２項において、独立行政法人通則法第44条第２項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとされています。

2．法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸　借　対　照　表
（平成25年３月31日）

（単位：円）

科目	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	調整	法人単位
資産の部					
Ⅰ　流動資産					
現金及び預金	—	—	4,668,523		4,668,523
金銭等の信託	—	—	112,340,743,337,255		112,340,743,337,255
前払費用	—	—	19,416		19,416
未収金	10,469,116,275,567	729,148,134,922	96,933,630	△ 11,198,264,410,489	96,933,630
流動資産合計	10,469,116,275,567	729,148,134,922	112,340,844,958,824	△ 11,198,264,410,489	112,340,844,958,824
Ⅱ　固定資産					
1　有形固定資産					
建物	—	—	40,508,945		40,508,945
建物減価償却累計額	—	—	△ 11,958,160		△ 11,958,160
工具器具備品	—	—	249,967,825		249,967,825
工具器具備品減価償却累計額	—	—	△ 175,668,956		△ 175,668,956
リース資産	—	—	75,559,500		75,559,500
リース資産減価償却累計額	—	—	△ 57,810,420		△ 57,810,420
有形固定資産合計	—	—	120,598,734		120,598,734
2　無形固定資産					
ソフトウェア	—	—	344,450,917		344,450,917
電話加入権	—	—	160,000		160,000
無形固定資産合計	—	—	344,610,917		344,610,917